

# 海部川砂利利用促進協議会設置要綱

## (目的)

第1条 流域の浸水被害から県民の命と財産を守るため、海部川に異常堆積した河川砂利の除去が急務となっている。

このため、学識経験者や関係機関と連携することにより、河川管理上支障を来している堆積砂利や樹木の公共事業への活用や民間での有効活用について、安定かつ継続的な方法を構築するため、海部川砂利利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (会務)

第2条 協議会では、第1条の目的を達成するための必要な事項について協議する。

## (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。

2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

## (委員長)

第4条 協議会には委員長をおき、委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

## (事務局)

第5条 協議会の事務を処理するために、南部総合県民局県土整備部（美波）に事務局を置く。

## (要綱の改正)

第6条 本要綱を変更する必要があると認めるときは、協議会の議決により、これを行うことができる。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定めるものとする。

付則 この要綱は、平成28年1月5日から実施する。  
この要綱は、平成28年7月26日から実施する。  
この要綱は、令和2年4月1日から実施する。